

# 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議における今後の検討の方向性（案）

## 1. 検討の背景

- 昨今、研究活動における不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、文部科学省では、本年8月、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置。今後の対応策について集中的に検討を行い、9月に中間取りまとめを公表。
- 本中間取りまとめを踏まえ、「研究活動における不正行為への対応のガイドライン」の見直しや運用改善など、必要な方策を検討し、実施に移していく必要。

■ 「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース中間取りまとめ」（平成25年9月26日公表）（抜粋）

### 4. 今後に向けて

ここで打ち出した方向性については、実効性を高める観点から、現場の実情を踏まえつつ、ガイドラインの見直しや運用改善など、できることから随時実施に移すこととする。既に発生した事案については、厳正迅速な調査と適切な措置を講ずる。さらに検討を行うべき事項については、今後も引き続き議論を深め、順次実行に移していくこととする。例えば、日本学術会議等とも連携した具体的な倫理教育プログラムの開発、不正事案のアーカイブ化の実施・運用体制、「研究公正局（仮称）」のような第三者的監視組織の設置などは今後に向けた大きな課題である。

## 2. 検討の方向性

### (1) 協力者会議における検討事項

- ① 「研究活動における不正行為への対応のガイドライン」の見直しや運用改善について
- ② その他、国や各大学・研究機関における不正行為への対応の在り方について（倫理教育を中心に）

### (2) 検討に当たっての基本的な考え方

- ガイドラインの見直しや運用改善に当たっては、各大学・研究機関における不正防止に向けた取組の実情を踏まえつつ、その実効性を高める観点から、
  - ① 中間取りまとめで示された方向性や各機関における不正対応に係る課題等も踏まえた、内容の具体化や補完
  - ② 研究者及び研究担当部局の職員などの関係者に対する効果的な周知
  - ③ 見直し案策定後、各機関におけるガイドラインに基づく体制整備の状況等を把握するための定期的な調査の実施を行うことが重要。
- この他、ガイドラインに係る検討に加えて、諸外国や国内の事例の調査研究もを行い、広く国や各機関における不正防止に向けた取組（倫理教育等）の強化を図ることとする。
- 不正行為に対する対応は、まずは、研究者自らの規律や研究者コミュニティ、大学・研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされるべきものであることに鑑み、日本学術会議と連携し、学術界の意見も十分に踏まえ、検討することとする。

### (3)「ガイドラインの見直しや運用改善」の方向性

※詳細は資料7参照

○ 中間取りまとめにおいて示された下記事項について、ガイドライン(特に第2部)の内容の具体化や補完、再周知を図ることにより対応。

■ 「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース中間取りまとめ」(平成25年9月26日公表)より

#### ①不正を事前に防止する取組

○不正事案の公開

- ・不正事案を一覧化し公開(不正行為を行った研究者の氏名、調査結果、措置の内容等)
- ・不正行為に関する調査結果の国への報告(収集した事例を分析し情報提供)

○不正を抑止する環境の整備

- ・一定期間の研究データの保存・公開

#### ②組織の管理責任の明確化

○組織としての責任体制の確立

- ・各機関における倫理教育責任者の設置
- ・組織における規程の整備・公表

○不正事案に関する管理責任の追及

- ・不正調査の期限設定

#### ③国による監視と支援

○国の監視機能の強化と充実

- ・各機関における規程・体制の整備状況の調査
- ・不正行為に関する調査結果の国への報告(再掲)

※この他、

- ・不正行為の定義等
  - ・告発者の秘密保持の徹底
  - ・不正行為に係る調査への第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者への業務委託、調査委員会に第三者を入れる等)
  - ・調査の結果、不正行為が行われなかったと認定された研究者に対する名誉回復措置
- などについても要検討。

### (4)ガイドラインの見直し案の検討プロセス

